

伊 勢 市 公 報

第 3 号
平成 17 年 12 月 20 日
火 曜 日

目 次

	頁
条 例	3
伊勢市議会委員会条例	10
伊勢市議会事務局設置条例	
議会規則	
伊勢市議会会議規則	13
伊勢市議会傍聴規則	45
伊勢市議会事務局設置条例施行規則	49
訓 令	
伊勢市経営戦略会議規程	54
議会訓令	
伊勢市議会公印規程	59
告 示	
市議会定例会の招集について	63
伊勢市農業委員会第 1 回総会の招集について	64
平成 17 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について	65
教育委員会告示	
教育委員会会議の招集について	101
選管告示	
永久選挙人名簿関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	102
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	103
伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 選挙期日を定めることについて	104
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	105
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	107
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	109
・ 選挙長の行う告示の方法について	111
・ 投票用紙等に押すべき印について	112
・ 開票事務と選挙会事務との合同について	113
・ 投票所の設置について	114
・ 期日前投票所の設置について	116
・ 投票所の開閉時刻について	117
・ 選挙会の日時及び場所を定めることについて	118
・ 投票用紙を定めることについて	119

・ 当選した者の住所及び氏名について	121
検察審査員候補者選定関係	
・ 検察審査員候補者選定くじを行う日時・場所及び方法について	124
公 告	
犬の抑留について	125
犬の抑留について	126

伊勢市議会委員会条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 14 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第 212 号

伊勢市議会委員会条例

(常任委員会の設置)

第 1 条 伊勢市議会に常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務政策委員会 (定数 12 人)

検査室、合併調整室、総合政策推進部、総務部、消防本部、収入役室、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会に属さない事項

教育民生委員会 (定数 11 人)

生活環境部、福祉健康部、厚生福祉事務所、市立伊勢総合病院及び教育委員会の所管に属する事項

産業建設委員会 (定数 11 人)

産業部、まちづくり推進部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

(議会運営委員会の設置)

第 3 条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、9 人とする。

(常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期)

第 4 条 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期は、1 年とする。

ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員会委員及び議会運営委員会委員の改選は、任期満了の日前 30 日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期の起算)

第5条 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会委員の定数は、議会の議決で定める。

(委員の選任)

第7条 常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。

2 議長は、常任委員会委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員会委員の任期は、第4条(常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期)第3項の例による。

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 11 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第 12 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員会委員及び特別委員会委員の辞任)

第 13 条 議会運営委員会委員及び特別委員会委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(招集)

第 14 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第 15 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第 17 条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第 16 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第 17 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者

の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第 18 条 委員会は、その議決によって傍聴を禁止することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第 19 条 委員会は、その議決によって秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用い
ないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第 20 条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため委員会に出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第 21 条 何人も、会議中はみだりに発言し、又は騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序保持に関する措置)

第 22 条 委員会において地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、伊勢市議会会議規則(平成 17 年伊勢市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手續)

第 23 条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 24 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 25 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 26 条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があると

きは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第 27 条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 28 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 29 条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 26 条(公述人の発言)、第 27 条(委員と公述人の質疑)及び第 28 条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第 30 条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市議会事務局設置条例をここに公布する。

平成 17 年 12 月 14 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市条例第 213 号

伊勢市議会事務局設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条第 2 項の規定に基づき、伊勢市議会に事務局を置く。

(職員)

第 2 条 事務局に事務局長、書記その他必要な職員を置く。

2 事務局の職員の定数は、伊勢市職員定数条例(平成 17 年伊勢市条例第 21 号)第 2 条に定めるところによる。

(任免)

第 3 条 前条の職員は、議長がこれを任免する。

(職務)

第 4 条 事務局長は、議長の命を受け、議会の庶務を掌理し、所属職員を監督する。

2 書記その他の職員は、上司の指揮を受け、議会の庶務に従事する。

(職員の身分取扱い)

第 5 条 職員の給与その他身分取扱いについては、伊勢市職員の例による。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市職員定数条例の一部改正)

2 伊勢市職員定数条例(平成 17 年伊勢市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「967 人」を「958 人」に改め、同条中第 8 号を第 9 号

とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 議会の事務局の職員 9 人

伊勢市議会会議規則をここに公布する。

平成 17 年 12 月 14 日

伊勢市議会議長 中 村 豊 治

伊勢市規則第 1 号

伊勢市議会会議規則

目次

第 1 章 会議

- 第 1 節 総則（第 1 条 第 13 条）
- 第 2 節 議案及び動議（第 14 条 第 19 条）
- 第 3 節 議事日程（第 20 条 第 24 条）
- 第 4 節 選挙（第 25 条 第 34 条）
- 第 5 節 議事（第 35 条 第 48 条）
- 第 6 節 秘密会（第 49 条・第 50 条）
- 第 7 節 発言（第 51 条 第 66 条）
- 第 8 節 表決（第 67 条 第 76 条）
- 第 9 節 会議録（第 77 条 第 80 条）

第 2 章 委員会

- 第 1 節 総則（第 81 条 第 85 条）
- 第 2 節 審査（第 86 条 第 102 条）
- 第 3 節 秘密会（第 103 条・第 104 条）
- 第 4 節 発言（第 105 条 第 116 条）
- 第 5 節 委員長及び副委員長の互選（第 117 条・第 118 条）
- 第 6 節 表決（第 119 条 第 128 条）

第 3 章 請願（第 129 条 第 135 条）

第 4 章 辞職及び資格の決定（第 136 条 第 140 条）

第 5 章 規律（第 141 条 第 149 条）

第 6 章 懲罰（第 150 条 第 155 条）

第 7 章 議員の派遣（第 156 条）

第 8 章 補則（第 157 条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。ただし、出退表示盤を点灯することにより、通告に代えることができる。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の

議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第 8 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第 9 条 会議時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第 10 条 伊勢市の休日を定める条例（平成 17 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 1 項に規定する市の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 114 条第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第 11 条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 12 条 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

2 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第 13 条 法第 113 条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

第 2 節 議案及び動議

(議案の提出)

第 14 条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第 112 条第 2 項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第 15 条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第 16 条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 17 条 修正の動議は、その案を備え、法第 115 条の 2 の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第 18 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員 1 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により請求しなければならない。

第 3 節 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議通知)

第 22 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第 24 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第 4 節 選挙

(選挙の宣告)

第 25 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 26 条 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口の閉鎖)

第 27 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 25 条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 28 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

3 第 1 項の投票用紙は、様式第 1 号又は様式第 2 号による。

(投票)

第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備付けの投票箱に入する。

(投票の終了)

第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 議長は、開票を宣告した後、2 人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第 32 条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第 33 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第 34 条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第 5 節 議事

(議題の宣告)

第 35 条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 36 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 1 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 37 条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 38 条 会議に付する事件は、第 131 条(請願の委員会付託)に規定する

場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 提出者の説明又は委員会への付託は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 39 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第 40 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が 2 個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。

3 第 1 項の報告は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第 41 条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第 42 条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第 43 条 議長は、前条の質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 44 条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第 45 条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査を終わらなかったときは、その事件は、第 39 条 (付託事件を議題とする時期) の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 46 条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第 47 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第 48 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 節 秘密会

(秘密会の指定者以外の者の退場)

第 49 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 50 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 7 節 発言

(発言の許可等)

第 51 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の通告等)

第 52 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行及び一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が定める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は、その効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第 53 条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して、発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第 54 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第 55 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 56 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第 57 条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 58 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 59 条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 60 条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言の制限)

第 61 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第 62 条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問)

第 63 条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 第 1 項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第 64 条 質問については、第 60 条（質疑又は討論の終結）の規定を準用する。

（発言の取消し又は訂正）

第 65 条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第 8 節 表決

（表決問題の宣告）

第 67 条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第 68 条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第 69 条 表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第 70 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 2 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第72条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、投票者の氏名を記名欄に記載しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

3 第1項の投票用紙は、様式第3号又は様式第4号による。

(選挙規定の準用)

第73条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第1項及び第2項、第29条(投票)、第30条(投票の終了)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第34条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第74条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易の表決)

第75条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 76 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 9 節 会議録

(会議録の記載事項)

第 77 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配布)

第 78 条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 79 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条（発言の取消し又は訂正）の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 80 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

第 2 章 委員会

第 1 節 総則

(委員会招集の議長への通知)

第 81 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第 82 条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

(本会議中の委員会の禁止)

第 83 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第 84 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 85 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は、散会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は、委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第2節 審査

(議題の宣告)

第86条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第87条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第88条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第89条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第90条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を定める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第91条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(委員の議案修正)

第 92 条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第 93 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第 94 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第 95 条 委員会は、法第 100 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第 96 条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 議会運営委員会が、法第 109 条の 2 第 3 項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

(委員の派遣)

第 97 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第 98 条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第 99 条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員 1 人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第 100 条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会の報告書)

第 101 条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第 102 条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第 3 節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 103 条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 104 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 4 節 発言

(発言の許可)

第 105 条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第 106 条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第 107 条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第 108 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第 109 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第 110 条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第 111 条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第 112 条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 113 条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第 114 条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第 115 条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第 116 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(委員長、副委員長の互選の方法)

第117条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第118条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章・第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第119条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第120条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第121条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第 122 条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 123 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第 124 条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成、否とする者は反対と投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、投票者の氏名を記名欄に記載しなければならない。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

3 第 1 項の投票用紙は、様式第 3 号又は様式第 4 号による。

(選挙規定の準用)

第 125 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)第 1 項及び第 2 項、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 126 条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 127 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 128 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第 3 章 請願

(請願書の記載事項等)

第 129 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名) を記載し、押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。) を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第 130 条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第 131 条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる

3 請願の内容が 2 以上の委員会の所管に属する場合は、2 以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第 132 条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第 133 条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(採択請願の処置)

第 134 条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報

告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第 135 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 4 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 136 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 137 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について準用する。

(資格決定の要求)

第 138 条 法第 127 条第 1 項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第 139 条 前条の要求については、議会は、第 38 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第 140 条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 127 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第 5 章 規律

(議会の品位の尊重)

第 141 条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議場内の携帯品)

第 142 条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第 143 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第 144 条 議員は、会議中は、みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第 145 条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第 146 条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第 147 条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第 148 条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第 149 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

第 6 章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 150 条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 50 条 (秘密の保持) 第 2 項又は第 104 条 (秘密の保持) 第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 151 条 懲罰については、議会は、第 38 条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(戒告又は陳謝の方法)

第 152 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 153 条 出席停止は、7 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第 154 条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第 155 条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第 7 章 議員の派遣

(議員の派遣)

第 156 条 法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合にあっては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所及び期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第 8 章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第 157 条 この規則の施行に関し疑義が生じたときは、議長が定める。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第28条関係)

伊勢市議会選挙投票用紙
伊勢市 議会事務局 印事

様式第 2 号(第28条関係)

点字投票
伊勢市議会選挙投票用紙
伊勢市 議会事務局 印事

様式第 3 号(第72条、第124条関係)

伊勢市議会表決投票用紙	
	可否記入欄
	記名投票の場合の 記名欄

伊勢市 議会議務局 印

様式第 4 号(第72条、第124条関係)

点字投票	
伊勢市議会表決投票用紙	
	可否記入欄
	記名投票の場合の 記名欄

伊勢市 議会議務局 印

伊勢市議会傍聴規則をここに公布する。

平成17年12月14日

伊勢市議会議長 中 村 豊 治

伊勢市議会規則第2号

伊勢市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合には、その代表者又は責任者が、その団体の名称、自らの年齢及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者及び伊勢市職員で、議長から傍聴証の交付を受けたものは、前2項の規定にかかわらず、これを係員に提示して傍聴することができる。

(傍聴証の交付及び返還)

第4条 傍聴証は、会期ごとに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、32人とする。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者

(4) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席に在るときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者については、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人が

この規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市議会事務局設置条例施行規則をここに公布する。

平成17年12月14日

伊勢市議会議長 中 村 豊 治

伊勢市議会規則第3号

伊勢市議会事務局設置条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、伊勢市議会事務局設置条例(平成17年伊勢市条例第213号)第6条の規定により、伊勢市議会事務局(以下「事務局」という。)の組織、事務分掌、事務処理等について定めることを目的とする。

(係の設置)

第2条 事務局に庶務係、議事係及び調査係を置く。

(事務分掌)

第3条 前条に規定する係の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 公印の保管に関する事項
- (2) 議員の身分及び資格得喪に関する事項
- (3) 儀式交際及び議会関係者の接遇に関する事項
- (4) 議会予算の経理に関する事項
- (5) 議員の報酬及び諸給与に関する事項
- (6) 職員の人事、服務及び諸給与に関する事項
- (7) 文書の収受発送及び編集保存に関する事項
- (8) 式次挨拶等に関する事項
- (9) 備品及び消耗品の管理出納に関する事項
- (10) 事務局日誌に関する事項
- (11) 条例、規則及び規程の制定改廃に関する事項
- (12) 他の係の主管に属しない事項

議事係

- (1) 議会、委員会及び公聴会の招集に関する事項

- (2) 議事日程及び諸般の報告に関する事項
- (3) 議案、請願書及び陳情書の受理及び取扱いに関する事項
- (4) 会議録及び速記録に関する事項
- (5) 議決事項の処理に関する事項
- (6) 議会において行う選挙に関する事項
- (7) 議員及び委員の出欠席に関する事項
- (8) 質問及び発言通告に関する事項
- (9) 議長会議に関する事項
- (10) 議場の取締りに関する事項

調査係

- (1) 市政一般の調査に関する事項
- (2) 世論及び新聞記事に関する事項
- (3) 議会図書室に関する事項
- (4) 議会先例及び調査に関する事項
- (5) 議会史に関する事項
- (6) 議会の広報に関する事項
- (7) その他調査に関する事項

(職員)

第4条 係に書記のうちから係長を置く。

- 2 必要があるときは、書記のうちから事務局に事務局次長及び主幹を、事務局又は係に主査を置くことができる。

(職務)

第5条 事務の処理は、すべて事務局長の決定を経て議長の決裁を得なければならない。

- 2 事務局長又は事務局次長の専決できる事項は、伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第3号）を準用する。

- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、次の職務を行う。
- (1) 事務局長に事故があるとき、又は不在のときは、その職務を代理する。
 - (2) 事務局の分掌事務を監督する。
 - (3) その他事務局長から命ぜられた事務
- 4 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。
- 5 主幹又は主査は、事務局長の命を受けて特定の事務を処理する。

(文書の取扱い)

第 6 条 事務局における文書の取扱いは、伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第 6 号）及び伊勢市公文例規程（平成17年伊勢市訓令第 7 号）に準ずるものとする。

(服務規律)

第 7 条 職員の執務時間、休日、休暇その他勤務に関しては、特に定めるもののほかは伊勢市職員の例による。

- 2 職員は、議会及び委員会の事務に従事するに当たっては、公正を旨とし誠実にその職務を尽くし、公務に奉仕するを本分とする。
- 3 職員は、その職務を行うについては、上司の命に従わなければならない。ただし、その命令について意見を述べることができる。
- 4 職員は、職務上知り得た秘密を漏らすことはできない。その職務を離れた後も同様とする。
- 5 職員は、火災その他重大な事故のあることを知ったときは、直ちに登庁し、時宜にかなう処置をしなければならない。
- 6 職員が退職又は転勤の場合は、その担当事務の目録書を作り、未完結のものは処理の経過を記して後任者に引き継ぎ、その授受

を終えたときは、連署をもって議長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程を次のように定める。

平成 17 年 12 月 14 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

伊勢市訓令第40号

伊勢市経営戦略会議規程

(設置)

第1条 市政の基本方針及び重要施策等について審議し、地域経営の観点から迅速かつ戦略的な方針決定を行い、もって総合的、効率的かつ効果的な市政運営を図るため、経営戦略会議を置く。

(審議事項)

第2条 経営戦略会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政の基本方針に関する事項
- (2) 予算編成方針に関する事項
- (3) 重要な施策及び事業計画に関する事項
- (4) 組織機構、人事管理、財政、行政評価その他の市行財政運営の基幹的に関する事項
- (5) 特に重要な行事に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市政運営上市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 経営戦略会議は、市長の主宰のもとに、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 助役
- (2) 収入役
- (3) 教育長
- (4) 理事（部に配属された理事を除く。）
- (5) 総合政策推進部長
- (6) 総務部長
- (7) 生活環境部長
- (8) 福祉健康部長

- (9) 産業部長
- (10) まちづくり推進部長
- (11) 都市整備部長
- (12) 上下水道部長

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる者以外の者を審議事項を限って構成員として臨時に経営戦略会議に参加させることができる。

(会議)

第4条 経営戦略会議は、必要の都度開催する。

2 市長は、必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員を出席させて説明させ、又は意見を述べさせることができる。

(付議手続)

第5条 第3条第1項各号に掲げる者、合併調整室長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長、病院事業管理者、消防長並びに本市に執行機関として置かれる委員会（教育委員会を除く。）及び委員の事務部局長（以下「関係部局長」という。）は、経営戦略会議に付議すべき事項があるときは、その件名及び要旨を経営戦略会議付議事項書（別記様式）により総合政策推進部長に通知しなければならない。

2 経営戦略会議に提出する資料は、関係部局長が、あらかじめ総合政策推進部長と協議の上、作成するものとする。

(報告の聴取)

第6条 経営戦略会議は、関係部局長に対し、その審議した事項の実施状況、市政運営の状況に係る情報に関する事項その他必要な事項について報告を求めることができる。

(庶務)

第7条 経営戦略会議の庶務は、総合政策推進部政策課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、経営戦略会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年12月14日から施行する。

別記様式（第5条関係）

経営戦略会議付議事項書

提出年月日： 年 月 日

付議事項提出部局	
件名	
付議事項の概要	
審議の論点	
参考事項	<p>（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等）</p>
関係資料の有無	<p>有 ・ 無</p>

伊勢市議会公印規程をここに公布する。

平成17年12月14日

伊勢市議会議長 中 村 豊 治

伊勢市議会訓令第1号

伊勢市議会公印規程

(目的)

第1条 この訓令は、伊勢市議会の公印の名称、使用区分その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次のとおりとする。

- (1) 伊勢市議会印
- (2) 伊勢市議会議長之印
- (3) 伊勢市議会常任委員会委員長之印
- (4) 伊勢市議会議会運営委員会委員長印
- (5) 伊勢市議会特別委員会委員長之印
- (6) 伊勢市議会事務局長印

(公印の名称、ひながた等)

第3条 公印の名称、ひながた、書体、寸法、個数及び使用区分は、別表のとおりとする。

(公印の保管責任者)

第4条 公印は、庶務係長が保管する。

(保管及び使用の責任)

第5条 公印の保管及び使用については、保管者が責任をもって行わなければならない。

(使用)

第6条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え、当該公印の保管者に提示し、原議書と契印の上、公印を受けなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

公印の名称	ひな が た	書体	寸 法	個数	使用区分
伊勢市議会印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 伊 勢 市 議 会 印 </div>	てん書	方 21ミ リメートル	1	議 会 名 を もってする 文書
伊勢市議会議 長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 伊 勢 市 議 会 議 長 之 印 </div>	てん書	方 24ミ リメートル	1	議 長 名 を もってする 文書
伊勢市議会常 任委員会委員 長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 伊 勢 市 議 会 常 任 委 員 会 委 員 長 之 印 </div>	れい書	方 21ミ リメートル	1	常 任 委 員 長 名をもつて する文書
伊勢市議会議 会運営委員会 委員長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 伊 勢 市 議 会 議 会 運 営 委 員 会 委 員 長 印 </div>	れい書	方 21ミ リメートル	1	議 会 運 営 委 員 長 名をもつてする 文書
伊勢市議会特 別委員会委員 長之印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 伊 勢 市 議 会 特 別 委 員 会 委 員 長 之 印 </div>	れい書	方 21ミ リメートル	1	特 別 委 員 長 名をもつて する文書

伊勢市議会事務局長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="488 271 564 315">務</td> <td data-bbox="587 271 663 315">議</td> <td data-bbox="663 271 724 315">伊</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 360 564 405">局</td> <td data-bbox="587 360 663 405">会</td> <td data-bbox="663 360 724 405">勢</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 450 564 495">長</td> <td data-bbox="587 450 663 495">事</td> <td data-bbox="663 450 724 495">市</td> </tr> </table>	務	議	伊	局	会	勢	長	事	市	てん書	方 24ミ リメートル	1	事務局長名 をもってす る文書
務	議	伊												
局	会	勢												
長	事	市												

伊勢市告示第 23 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 17 年 12 月 7 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

- 1 招集の日時 平成 17 年 12 月 14 日（水） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市告示第 24 号

伊勢市農業委員会第 1 回総会を次のとおり招集します。

平成 17 年 12 月 13 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

- 1 招集の日時 平成 17 年 12 月 16 日（金）午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市観光文化会館 4 階大会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第 1 号 伊勢市農業委員会会長の互選について
 - 議案第 2 号 伊勢市農業委員会会長職務代理者の互選について
 - 議案第 3 号 規則及び規程（案）の承認について
 - 議案第 4 号 伊勢市農業委員会部会委員の互選について
 - 議案第 5 号 伊勢市農業委員会農地部会長及び同職務代理者並びに
農業振興部会長及び同職務代理者の選任について
 - 議案第 6 号 三重県農業会議会議員の指名について
 - 議案第 7 号 平成 17 年度伊勢市農業委員会事業計画（案）について

伊勢市告示第 25 号

平成 17 年度上半期の伊勢市病院事業、水道事業、下水道事業及び
認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定に
より、平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 10 月 31 日までの伊勢市病院事業
水道事業、下水道事業及び認知症対応型共同生活介護事業の業務の状況を
次のとおり公表します。

平成 17 年 12 月 15 日

伊勢市長 加藤光徳

平成 17 年度上半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

今期におきましては、前年度同期と比べて入院患者数の減少などにより財政事情は非常に厳しいところではありますが、引き続き公的医療機関として、市民の医療福祉の増進を図るとともに、諸経費の節減に努めながら、合理的運営に努力してまいりました。

病院の利用状況といたしましては、延べ入院患者数 60,848 人、延べ外来患者数 133,520 人、健診者数 5,729 人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、3,036 人の減少、外来患者数におきましても、4,170 人の減少となりましたが、健診者数におきましては、30 人の増加となりました。

事業収支におきましては、事業収益 3,534,576 千円（内一般会計負担金 150,000 千円を含む）、事業費用 3,501,227 千円で収支差引 33,349 千円の純利益を生じました。

しかし、下半期におきましては、退職金、その他諸経費等の増高が見込まれ、経営の合理化にもかかわらず、今後の運営は一層の厳しさを増すことが予測されます。

一方、資本的収入におきましては、一般会計からの負担金 50,000 千円に対し、支出では医療用器械備品及び車両の購入費に 24,852 千円、委託費 1,270 千円、企業債元金の償還に 181,604 千円の計 207,726 千円となっております。

以上が平成 17 年度上半期における主な概況であります。今後の事業運営につきましては、地域住民の医療福祉の向上に努めるとともに、健全経営に一層の努力をいたす所存であります。

2. 職員に関する事項

(単位：人)

年 月 日	医 師	医療技術職員	看護(准)師	事務職員	その他の職員	嘱 託	計
17.3.31	54	61	234	18	29	56	452
17.9.30	54	62	237	18	27	64	462

* 医師数に事業管理者を含む。

3. 経理の状況

平成17年 4月 1日から

平成17年 9月30日まで

(1) 平成17年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位:円)

区 分	予 算 額 A	予算執行額 B	予 算 残 額	B / A %	備 考
(収益的収入)					
病院事業収益	7,632,035,000	3,543,474,960	4,088,560,040	46.4	
医業収益	6,979,373,000	3,269,560,605	3,709,812,395	46.8	
健診収益	259,214,000	105,968,916	153,245,084	40.9	
医業外収益	393,348,000	167,945,439	225,402,561	42.7	
特別収益	100,000	0	100,000	0.0	
(収益的支出)					
病院事業費用	7,604,567,000	3,524,294,733	4,080,272,267	46.3	
医業費用	7,091,006,000	3,289,360,693	3,801,645,307	46.4	
健診費用	138,740,000	65,440,207	73,299,793	47.2	
医業外費用	373,721,000	169,493,833	204,227,167	45.4	
特別損失	100,000	0	100,000	0.0	
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0	
(資本的収入)					
資本的収入	417,500,000	50,000,000	367,500,000	12.0	
企業債	317,500,000	0	317,500,000	0.0	
負担金	100,000,000	50,000,000	50,000,000	50.0	
(資本的支出)					
資本的支出	876,438,000	207,726,342	668,711,658	23.7	
建設改良費	509,500,000	26,122,625	483,377,375	5.1	
企業債償還金	366,938,000	181,603,717	185,334,283	49.5	

平成17年 4月 1日から

平成17年 9月30日まで

(2) 平成17年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	3,501,227,217	病院事業収益	3,534,575,992
医業費用	3,266,992,795	医業収益	3,266,230,152
給 与 費	1,838,413,084	入院収益	2,054,735,160
材 料 費	838,349,720	外来収益	1,135,682,612
経 費	405,052,341	その他医業収益	75,812,380
雑 支 出	0	健診収益	101,102,353
減価償却費	175,141,695	健診収益	101,102,353
資産減耗費	457,000	医業外収益	167,243,487
研究研修費	9,578,955	受取利息及び	
その他医業費用	0	配当金	338
健診費用	64,756,327	他会計補助金	0
給 与 費	39,432,039	他会計負担金	150,000,000
材 料 費	6,888,779	国庫補助金	0
経 費	13,857,787	その他医業外収益	17,243,149
減価償却費	4,577,722	特別利益	0
医業外費用	169,478,095	過年度損益修正益	0
支払利息及び企			
業債取扱諸費	39,040,108		
繰延勘定償却	130,123,227		
雑 損 失			
(消費税雑損失)	0		
負 担 金	0		
医業外雑費	314,760		
特別損失	0		
予 備 費	0		
当期純利益	33,348,775		
合 計	3,534,575,992	合 計	3,534,575,992

平成17年9月30日

(3) 平成17年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位:円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	4,020,585,347	流動負債	1,621,983,965
有形固定資産	4,015,501,712	一時借入金	1,100,000,000
土地	1,125,595,145	未払金	500,364,997
建物	5,210,695,318	医業未払金	480,261,697
構築物	296,438,161	その他未払金	20,103,300
器械備品	3,295,634,984	その他流動負債	21,618,968
車両	4,530,233	預り金	11,720,000
減価償却累計額	5,917,392,129	預り有価証券	1,000,000
無形固定資産	5,083,635	仮受消費税	8,898,968
電話加入権	3,562,685	資本金	1,937,218,615
施設利用権	1,520,950	自己資本金	510,318,431
流動資産	1,332,495,438	借入資本金	1,426,900,184
現金預金	125,314,244	企業債	1,426,900,184
現金	1,135,000	剰余金	2,511,798,212
預金	124,179,244	資本剰余金	3,876,395,772
未収金	1,064,612,021	受贈財産評価額	168,801,214
医業未収金	1,063,618,850	国庫補助金	101,869,000
医業外未収金	993,171	他会計補助金	389,320,000
貯蔵品	35,214,092	工事負担金	53,395,358
薬品	26,769,875	寄附金	22,900,000
診療材料	8,364,249	補助金	15,110,200
給食材料	79,968	他会計負担金	3,125,000,000
前払金	41,261,600	欠損金	1,364,597,560
前払金	41,261,600	前年度未処理欠損金	1,364,597,560
その他流動資産	66,093,481	当期純利益	33,348,775
保管有価証券	1,000,000		
仮払消費税	65,093,481		
繰延勘定	751,268,782		
退職給与金	751,268,782		
退職給与金	751,268,782		
合 計	6,104,349,567	合 計	6,104,349,567

4.平成16年度伊勢市病院事業報告書

〔1〕概況

(1)総括事項

大変厳しい医療環境の中で、本年度より地方公営企業法の全部適用を開始、病院事業管理者を設置し、自立性の拡大と経営責任の明確化を図りながら、効率的・効果的な病院運営に努めるとともに、公的医療機関として市民の医療福祉の増進を図るべく、さらなる努力をしております。

本年度の病院利用状況につきましては、延べ入院患者数129,260人、延べ外来患者数270,762人、健診者数11,657人となり、前年度と比較いたしますと、入院患者数におきましては、5,088人の減少となりましたが、外来患者数におきましては、6,939人の増加となり、健診者数におきましても、1,135人の増加となりました。

収益的収支の状況につきましては、収入として、一般会計負担金350,000千円を含み、事業収益7,255,038千円となり、前年度と比較いたしますと、117,871千円(1.6%)の減収となりました。このことにつきましては、入院収益の大幅な減が影響しているものであります。

一方、支出におきましては、総支出額7,164,002千円となり、前年度と比較いたしますと、18,031千円(0.3%)の増加となり、この主たるものにつきましては、事業費用の(給与費)28,710千円(0.8%)及び(経費)87,948千円(11.0%)、医業外費用31,520千円(7.3%)のいずれも増加であります。収支差引91,036千円の単年度純利益を計上することができました。

資本的収支におきましては、収入として、一般会計からの負担金150,000千円、寄附金100千円の計150,100千円に対し、支出では資産購入費141,734千円、企業債元金の償還に389,466千円、退職給与金252,194千円となり、資産購入費の主なものは、乳房X線撮影装置(16,485千円)、透析用監視装置五式(8,820千円)、脳神経外科用手術顕微鏡(29,400千円)、多目的X線撮影装置(10,185千円)、外科用X線Cアーム装置(8,610千円)等の導入並びにその他更新整備を図ったところであります。

資本的総支出額といたしましては、783,394千円となり、収支差引633,294千円の不足額を生じましたが、当年度分損益勘定留保資金及び過年度分損益勘定留保資金で補てんし、なお不足する額は一時借入金で措置いたしました。

以上が主な概況であります。当年度末におきますところの未処理欠損金が、13億6千4百余万円(前年度末未処理欠損金14億5千5百余万円)を有しておりますので、今後も医療サービスの向上に努めながら経費の節減、合理化等経営改善に努め、健全経営に努力いたす所存であります。

平成17年度 上半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

今期の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事のほか、配水本管の未整備地区への新規布設工事並びに施設の整備改良工事等を実施するとともに、下水道工事などに伴う配水本管の布設替工事等を実施しました。

また、上水道安全対策事業として、前山加圧施設更新事業において、ポンプ場改修工事等を進めました。

なお、5月からは水道管理センター(中須水源地)において、水源施設管理業務の一部民間委託を開始しました。

事業運営面では、深刻な景気の低迷、需要者の節水意識の浸透、節水機器の普及等などにより使用水量は逡減してきており、今期は配水量においては前年度に比し1.9%減少し、有収水量においても同じく1.7%の減少となり、収益的収支(消費税込み)においては、収入1,302,865千円、支出903,051千円となり、399,814千円の純利益を生じました。

一方、資本的収支においては、収入180,901千円、支出449,936千円となり、269,035千円の収支不足となりました。

今後につきましても計画的な施設の整備改良を実施するため、適正な事業目標を把握し、下期は上期に対して収入は減少傾向にあることに反し、支出は整備改良工事等の完成により工事請負費等が増大することから、更に経費の節減と合理化を推進しながら事業の健全運営と給水の安定、お客様サービスの向上に鋭意努力する所存であります。

2 給水状況

(1) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分		H16.9.30	H17.9.30	増 減	比率 (%)	備 考
上水道	調定額	1,301,779	1,280,288	21,491	98.3	
	収入額	1,232,686	1,219,806	12,880	99.0	
	収入率 (%)	94.7	95.3	0.6		
簡易水道	調定額	1,025	963	62	94.0	
	収入額	866	895	29	103.3	
	収入率 (%)	84.5	92.9	8.4		

(2) 配水量と有収水量

(単位 ㎥)

区 分		H16.9.30	H17.9.30	増 減	比率 (%)	備 考
上水道	配水量	7,928,849	7,776,330	152,519	98.1	
	有収水量	6,784,050	6,666,411	117,639	98.3	
	有収率 (%)	85.6	85.7	0.1		
簡易水道	配水量	7,023	6,453	570	91.9	
	有収水量	5,696	5,475	221	96.1	
	有収率 (%)	81.1	84.8	3.7		

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	事務吏員	技術吏員	事務員	その他職員	嘱 託	計
H17.3.31	9	11	1	25	16	62
H17.9.30	8	11	1	20	13	53

4 経理の状況

(単位 円)

(1)平成17年度伊勢市水道事業予算執行状況		平成 17 年 4 月 1 日 から 平成 17 年 9 月 30 日まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B / A %
(収益的収支)				
水道事業収益	2,630,405,000	1,302,864,678	1,327,540,322	49.5
営業収益	2,575,991,000	1,284,299,574	1,291,691,426	49.9
営業外収益	52,148,000	17,600,700	34,547,300	33.8
簡易水道収益	2,266,000	964,404	1,301,596	42.6
特別利益	0	0	0	-
水道事業費用	2,412,451,000	903,050,765	1,509,400,235	37.4
営業費用	2,073,380,000	768,493,939	1,304,886,061	37.1
営業外費用	323,806,000	132,862,456	190,943,544	41.0
簡易水道費用	5,265,000	1,694,370	3,570,630	32.2
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	678,326,000	180,900,913	497,425,087	26.7
企業債	492,600,000	147,600,000	345,000,000	30.0
負担金	185,726,000	33,300,913	152,425,087	17.9
固定資産売却代金	0	0	0	-
資本的支出	1,430,727,000	449,935,276	980,791,724	31.4
建設改良費	841,154,000	80,100,679	761,053,321	9.5
償還金	589,573,000	369,834,597	219,738,403	62.7

(単位 円)

(2)平成17年度伊勢市水道事業損益計算書		平成17年4月1日から 平成17年9月30日まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	903,050,765	水道事業収益	1,302,864,678
営業費用	768,493,939	営業収益	1,284,299,574
原水費	347,101,864	給水収益	1,280,287,799
配水及び給水費	106,734,295	受託工事収益	3,220,195
受託工事費	5,058,256	その他営業収益	791,580
総係費	83,006,524	営業外収益	17,600,700
減価償却費	226,593,000	受取利息及び配当金	59,929
資産減耗費	0	雑収益	372,471
その他営業費用	0	朝熊山分担金	2,000,000
営業外費用	132,862,456	加入金	15,168,300
支払利息及び 企業債取扱諸費	124,474,486	簡易水道収益	964,404
雑支出	3,898,351	給水収益	963,404
朝熊山雑支出	4,489,619	雑収益	1,000
簡易水道費用	1,694,370	加入金	0
簡易水道費	1,694,370		
当期純利益	399,813,913		
合計	1,302,864,678	合計	1,302,864,678

(単位 円)

(3)平成17年度伊勢市水道事業貸借対照表		平成17年9月30日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	13,396,009,765	固 定 負 債	376,177,617
有 形 固 定 資 産	13,232,649,199	引 当 金	376,177,617
土 地	1,184,836,055	退 職 給 与 引 当 金	175,276,348
建 物	596,783,902	修 繕 引 当 金	200,901,269
減 価 償 却 累 計 額	239,907,173	流 動 負 債	3,863,200
構 築 物	16,759,169,731	未 払 金	415,000
減 価 償 却 累 計 額	6,084,808,297	貯 蔵 品 購 入 未 払 金	415,000
機 械 及 び 装 置	1,965,600,174	そ の 他 流 動 負 債	3,448,200
減 価 償 却 累 計 額	1,144,254,898	預 り 金	2,448,200
車 両 運 搬 具	21,574,746	預 り 有 価 証 券	1,000,000
減 価 償 却 累 計 額	13,376,352	資 本 金	8,876,804,246
工 具、器 具 及 び 備 品	45,602,645	自 己 資 本 金	2,910,810,241
減 価 償 却 累 計 額	35,444,503	借 入 資 本 金	5,965,994,005
建 設 仮 勘 定	176,873,169	企 業 債	5,965,994,005
無 形 固 定 資 産	163,360,566	剰 余 金	6,096,053,441
施 設 利 用 権	150,347,900	資 本 剰 余 金	5,394,672,884
ソ フ ト ウ エ ア	13,012,666	受 贈 財 産 評 価 額	1,769,077,764
流 動 資 産	1,956,888,739	補 助 金	207,423,656
現 金 預 金	1,461,386,914	負 担 金	3,399,159,464
現 金	294,456	繰 入 金	2,448,000
預 金	1,461,092,458	加 入 金	16,564,000
未 収 金	238,746,277	利 益 剰 余 金	701,380,557
営 業 未 収 金	229,261,532	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	701,380,557
営 業 外 未 収 金	1,096,820		
そ の 他 未 収 金	8,387,925		
貯 蔵 品	23,928,620		
原 材 料	23,928,620		
短 期 貸 付 金	100,000,000		
他 会 計 貸 付 金	100,000,000		
前 払 金	118,430,000		
前 払 金	118,430,000		
そ の 他 流 動 資 産	14,396,928		
保 管 有 価 証 券	1,000,000		
仮 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	602,828		
前 払 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	12,794,100		
合 計	15,352,898,504	合 計	15,352,898,504

5 平成16年度決算の状況

平成16年度の水道事業は、給水の安定及び有収率の向上を図り、効率的な維持管理を行うため、年次計画に基づく老朽配水本管の更新や増口径管への布設替工事、配水本管の未整備地区への新規布設工事や施設の整備改良工事のほか、下水道工事などに伴う配水本管布設替工事等を実施するとともに、災害時に十分な消火水量を確保するため、上水道安全対策事業として新前山配水池を築造しました。

また、9月の台風21号により、宮川水源地の建物及び機械類が浸水被害を受けましたが、年度内には復旧を完了しました。

また、事務の効率化を図るため、平成17年度の本稼働を目指し、新料金システムを導入しました。

事業運営面では、給水戸数は43,209戸で前年度より154戸増加し、有収率は85.3%で前年度より0.4ポイントの増加となりましたが、深刻な景気の低迷、需要者の節水意識の浸透、節水機器の普及等により使用水量は逡減してきておりましたが、今期は年間配水量は15,648千立方メートルで前年度に比し0.1%の増加となり、有収水量は、13,349千立方メートルで前年度に比し0.5%の増加となりました。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして、消費税を除き事業収益2,523,868千円、事業費用2,222,302千円の執行となり、301,566千円の純利益を生じ、当年度未処分利益剰余金は301,566千円となりました。

一方、資本的収支におきましては、収入414,401千円、支出1,146,113千円の執行となり、731,712千円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんいたしました。

以上が平成16年度における事業の概要であります。今後は、有収水量の大幅な増を見込むことが困難な状況下で、事業費用を圧迫する受水費、企業償還金等の諸経費とともに、計画的な施設の整備改良事業を推進する必要があり、事業運営が厳しくなることが予測されますが、あくまで独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減はもとより、公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め、給水の安定、市民サービスの向上になお一層の努力を重ねる所存であります。

平成17年度 上半期二見町水道事業の業務状況

二見町水道事業の平成17年4月1日から平成17年9月30日までの上半期の業務状況は、次のとおりです。

給水量は509,164立法メートルで、年間予定水量973,844立法メートルに対して52.3%の給水を行いました。主要な建設改良事業については、17年度配水設備改良費として75,291千円を予算計上いたしました。

また、上半期の経理の状況は、科目別収支状況表、損益計算書、貸借対照表のとおりで、平成16年度決算の状況は、平成16年度二見町水道事業決算報告書のとおりです。

二見町水道事業科目別収支状況

平成17年4月1日から平成17年9月30日まで

収入状況

(単位 円)

予算科目	当初予算	補正 流用額	現行予算額	構成比 %	4月～9月末 収入済額	予算残額	予算 執行率%
事業収益	278,993,000	0	278,993,000	100.0	148,293,117	130,699,883	53.2
営業収益	267,960,000	0	267,960,000	96.0	147,050,729	120,909,271	54.9
営業外収益	11,032,000	0	11,032,000	4.0	1,242,388	9,789,612	11.3
特別利益	1,000	0	1,000	0.0	0	1,000	0.0
資本的収入	61,737,000	0	61,737,000	100.0	0	61,737,000	0.0
負担金	2,192,000	0	2,192,000	3.6	0	2,192,000	0.0
補償金	59,545,000	0	59,545,000	96.4	0	59,545,000	0.0

支出状況

(単位 円)

予算科目	当初予算	補正 流用額	現行予算額	構成比 %	4月～9月末 支出済額	予算残額	予算 執行率%
事業費	277,250,000	0	277,250,000	100.0	99,768,033	177,481,967	36.0
営業費用	248,163,000	0	248,163,000	89.5	87,166,627	160,996,373	35.1
営業外費用	28,086,000	0	28,086,000	10.1	12,601,406	15,484,594	44.9
特別損失	1,000	0	1,000	0.0	0	1,000	0.0
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.4	0	1,000,000	0.0
資本的支出	110,549,000	0	110,549,000	100.0	22,026,075	88,522,925	19.9
建設改良費	77,792,000	0	77,792,000	70.4	5,834,360	71,957,640	7.5
企業債償還金	32,757,000	0	32,757,000	29.6	16,191,715	16,565,285	49.4

二見町水道事業損益計算書
(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)

(単位 円)

1. 営業収益			
給水収益	139,895,936		
その他営業収益	160,000	140,055,936	
2. 営業費用			
原水費	52,901,966		
配水及び給水費	841,442		
総係費	20,459,728		
減価償却費	22,692,729	96,895,865	
営業利益			43,160,071
3. 営業外収益			
受取利息	24,388		
加入者分担金	1,160,000	1,184,388	
4. 営業外費用			
支払利息	11,897,744	11,897,744	10,713,356
経常利益			32,446,715
当期純利益			32,446,715

二見町水道事業貸借対照表

(平成17年9月30日)

資 産 の 部

(単位 円)

1. 固定資産		
有形固定資産	1,169,764,619	
無形固定資産	8,666,394	
固定資産合計		1,178,431,013
2. 流動資産		
現金預金	482,186,487	
未収金	33,737,376	
貯蔵品	8,234,659	
前払金	4,506,500	
流動資産合計		528,665,022
資産合計		1,707,096,035

負 債 の 部

3. 流動負債		
未払金	319,758	
流動負債合計		319,758
負債合計		319,758

資 本 の 部

4. 資本金		
自己資本金	192,407,568	
借入資本金	549,627,574	
資本金合計		742,035,142
5. 剰余金		
資本剰余金	866,348,850	
利益剰余金	98,392,285	
剰余金合計		964,741,135
資本合計		1,706,776,277
負債資本合計		1,707,096,035

平成16年度二見町水道事業決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収 入 (単位 円)

区 分	予 算 額			合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額				
第1款 水道事業収益	275,296,000	403,000	0	275,699,000	291,094,021	15,395,021	
第1項 営業収益	265,692,000	381,000	0	266,073,000	281,467,610	15,394,610	うち仮受消費税及び地方消費税 13,363,106
第2項 営業外収益	9,603,000	23,000	0	9,626,000	9,626,411	411	
第3項 特別利益	1,000	1,000	0	0	0	0	

支 出 (単位 円)

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定による 支出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定による 繰越額				
第1款 水道事業費	271,863,000	2,613,000	0	0	0	274,476,000	0	271,507,707	0	2,968,293	
第1項 営業費用	239,774,000	2,560,000	0	355,000	0	241,979,000	0	240,011,777	0	1,967,223	うち仮払消費税及び地方消費税 7,389,370
第2項 営業外費用	31,088,000	0	0	355,000	0	31,443,000	0	31,441,930	0	1,070	うち消費税及び地方消費税 確定申告額 6,586,100
第3項 特別損失	1,000	53,000	0	0	0	54,000	0	54,000	0	0	過年度分消費税及び地方消費税 54,000
第4項 予 備 費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0	0	0	1,000,000	

(2)資本的収入及び支出

収 入

(単位 円)

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当 初 予 算 額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	2,059,000	53,173,000	55,232,000	24,300,000	0	79,532,000	52,223,149	27,308,851	
第1項 分担金	2,058,000	2,016,000	4,074,000	0	0	4,074,000	4,914,000	840,000	うち仮受消費税及び地方消費税 234,000
第2項 負担金	1,000	2,973,000	2,974,000	0	0	2,974,000	2,974,149	149	うち仮受消費税及び地方消費税 24,005
第3項 補償金	0	48,184,000	48,184,000	24,300,000	0	72,484,000	44,335,000	28,149,000	

支 出

(単位 円)

区 分	予 算 額							決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 予算額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	30,379,000	55,194,000	0	85,573,000	37,059,000	0	122,632,000	74,879,340	44,049,000	0	44,049,000	3,703,660	
第1項 建設改良費	296,000	55,194,000	0	55,490,000	37,059,000	0	92,549,000	44,797,270	44,049,000	0	44,049,000	3,702,730	うち仮払消費税及び地方消費税 2,125,746
第2項 企業償還金	30,083,000	0	0	30,083,000	0	0	30,083,000	30,082,070	0	0	0	930	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 22,656,191円は、減債積立金22,656,191円で補てんした。

平成17年度 小俣町水道事業会計上半期業務状況

事業の概要

◎ 総括事項

水道は、私達が健康で快適な生活と社会経済活動を行うために欠くことのできない生活基盤施設です。

水道事業も町内住宅地はすべて供用を開始しており、今や町内のほとんどの皆様に水を供給し、9月末現在で6,675戸の家庭や事業所に水道を利用していただいております。

安全で安定した水を供給することは、水道の最も重要な条件です。

しかし、地震や渇水等の災害はいつやってくるかわかりません。このような時でも絶えることなく給水できるように、第3次拡張水道整備計画に基づく施設整備工事と下水道事業に伴う管の布設替工事を行っております。これからも、給水サービスのより一層の向上をはかり、経営の効率化と業務の能率的な執行につとめてまいります。

◎ 経理の状況

上半期の収益的収支は、収益が134,652,198円、費用が106,738,234円で差引27,913,964円の黒字となっています。

収益の内訳は、水道料金120,584,399円、他会計負担金及び補助金13,246,463円、その他821,336円であり、費用の内訳は、原水及び浄水費33,368,078円、配水及び給水費12,612,782円、受託工事費4,089円、総係費12,158,232円、減価償却費33,848,867円、企業債利息14,620,754円、その他125,432円となっています。

資本的収支では、収入は、工事負担金12,568,500円、に対し、支出は、配水施設拡張費9,576,504円、改良費8,187,900円、営業設備費153,040円、第三次拡張事業費24,150,000円、企業債償還17,469,897円となっています。

◎ 建設改良事業

本年度の建設改良事業費は繰越事業費 5,740 千円を含めると、総額 250,991 千円となります。

主な工事として、配水拡張事業費 34,004 千円、下水道事業等町関連事業 72,376 千円、第 3 次拡張事業費 107,677 千円、その他 36,934 千円となっており、町内各地で工事を実施します。

上半期の工事状況は、配水拡張工事 7,913 千円、下水道事業等町関連事業 22,065 千円の契約発注を済まし、すでに完了したところもあります。

引き続き、第 3 次拡張事業により一層力を入れて進めてまいります。

上半期（4月1日から9月30日まで）の営業内容は、次のとおりです。

区 分	平成 1 7 年度	平成 1 6 年度	対前年比
給 水 戸 数 (戸)	6,675	6,624	1.01
総 配 水 量 (m ³)	1,191,847	1,174,011	1.02
1 日最大配水量 (m ³)	7,242	7,464	0.97
1 日平均配水量 (m ³)	6,513	6,415	1.02
有 収 水 量 (m ³)	1,093,728	1,073,204	1.02
有 収 率 (%)	91.77	91.41	1.00
供 給 単 価 (円)	110.25	110.93	0.99
給 水 原 価 (円)	97.59	103.92	0.94
新 設 工 事 (件)	92	72	1.28
移 転・修 繕 工 事 (件)	27	27	1.00

損 益 計 算 書

自平成17年4月1日 至平成17年9月30日

(単位： 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
水道事業営業費用	92,086,758	水道事業営業収益	121,386,058
原水及び浄水費	33,368,078	給水収益	120,584,399
配水及び給水費	12,612,782	受託工事収益	32,200
受託工事費	4,089	その他の営業収益	769,459
総係費	12,158,232		
減価償却費	33,848,867		
資産減耗費	0		
その他営業費用	94,710		
水道事業営業外費用	14,651,476	水道事業営業外収益	13,266,140
支払利息及び		受取利息及び配当金	515
企業債取扱諸費	14,620,754	他会計負担金及び補助金	13,246,463
雑支出	30,722	雑収益	19,162
特別損失	0	特別利益	0
固定資産売却損	0	固定資産売却益	0
当年度純利益	27,913,964		
合 計	134,652,198	合 計	134,652,198

貸 借 対 照 表

平成17年9月30日現在

(単位： 円)

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
固定資産	3,382,415,943	固定負債	32,368,000
有形固定資産	3,326,076,968	退職給与引当金	2,830,000
土地	113,627,897	修繕引当金	29,538,000
建築物	69,730,703	流動負債	4,599,494
構築物	3,312,243,899	未払金	4,430,328
機械及び装置	651,049,836	前受金	2,193
車両運搬具	2,961,340	その他の流動負債	166,973
工具・器具及び備品	9,250,792	資本の部	
建設仮勘定	46,744,404	資本金	838,828,683
減価償却累計額	879,531,903	自己資本金	79,292,750
無形固定資産	6,284,400	借入資本金	759,535,933
施設利用権	629,400	剰余金	2,812,218,489
水利権	5,655,000	資本剰余金	2,687,251,721
投資	50,054,575	受贈財産評価額	45,233,171
出資金	50,054,575	寄付金	4,329,000
流動資産	305,598,723	工事負担金	823,294,346
現金預金	228,077,564	その他資本剰余金	1,814,395,204
未収金	33,287,522	利益剰余金	124,966,768
前払金	33,362,000	繰越利益剰余金	30,652,804
貯蔵品	8,725,206	減債積立金	41,400,000
その他流動資産	100,000	建設改良積立金	25,000,000
仮払消費税	2,046,431	当年度純利益	27,913,964
資産合計	3,688,014,666	負債・資本合計	3,688,014,666

平成16年度小俣町水道事業報告書

1、概 況

(1) 総 括 事 項

上水道は、私達がよりよい環境と、健康で快適な生活をおこなうために欠くことのできない生活基盤施設です。現在の上下水道事業は、町内住宅地すべてで供用を開始しており、今や町内のほとんどの皆様に水を供給しており3月末現在では、6,692戸の家庭や事業所が上水道を利用しております。

安全で安定した水を供給することは、水道の最も重要な条件です。地震や湧水等の災害に備え、今後も絶えることなく給水できるよう、引き続き下水道事業に伴う管の布設替工事、そして第三次拡張水道整備事業をおこなってまいります。

これからも、給水サービスのより一層の向上をはかり経営の効率化や業務の能率的な執行に務めていきます。

(営 業)

本年度の営業内容は、次表のとおりでした。

区 分	水 道 事 業			
	平成16年度	平成15年度	増 減	比 率
給 水 戸 数 (戸)	6,692	6,622	70	1.06%
総 配 水 量 (m ³)	2,309,486	2,300,298	9,188	0.40
1日最大配水量 (m ³)	7,464	7,651	187	2.44
1日平均配水量 (m ³)	6,327	6,285	42	0.67
有 収 水 量 (m ³)	2,109,267	2,086,586	22,681	1.09
有 収 率 (%)	91.33	90.71	0.62	-
普 及 率 (%)	98.23	99.66	1.43	-

経 理

本年度の収益的収支は、収益265,818,351円で、前年度比2,408,591円(0.91%)の増、費用249,324,720円、前年度比476,157円(0.19%)の減で、収益が費用を16,493,631円上回りました。収益の主なものは、水道料金232,804,472円で前年度比3,026,982円(1.32%)の増、受託工事収益66,275円前年度比92,325円(58.21%)の減となりました。

有収水量は2,109,267m³で前年比22,681m³の増で、有収率は91.33%となっています。

費用は、営業費用211,095,766円前年度比3,027,507円(1.41%)の減で、主な要因は、前年度に比べ総係費等が減となりました。

営業外費用は、38,228,954円、前年度比2,551,350円(7.15%)の増で、消費税によるものです。

資本的収支は、地方公営企業法第26条の規定による繰越額を含め、収入60,734,976円前年度比141,561,200円(69.98%)の減、支出106,878,101円前年度比165,198,333円(60.72%)の減で、差引不足額46,143,125円は、過年度留保資金26,143,125円と減債積立金20,000,000円で補てんいたしています。

なお、これにより消費税を差し引いた損益計算書では、収益は254,698,979円、費用は238,425,762円となり、当年度の経営純利益は16,273,217円となります。

消費税関係

預かり消費税	12,615,355円	(収益的収入分 11,119,372 資本的収入分 1,495,983)
仮払い消費税	8,051,892円	(収益的支出分 5,104,335 (確定消費税分を除く) 資本的支出分 2,798,949 (繰越分 191,350 含む) 貯蔵品分 148,608)
特定収入分消費税	2,729,022円	
差引預かり消費税	7,292,485円	
確定消費税	7,297,300円	(16年度消費税)
差引雑支出	4,815円	

他会計補助金等の使途の特定について

町補助金 60,774,485 円については、課税支出に 57,309,485 円(特定収入)、補償費に 3,465,000 円(特定収入以外)充当した。

建設改良事業

配水施設改良事業で、配水管の布設改良13路線 25mm~ 300mm 1,135.75m、除却分3ヶ所 25mm~ 100mm 190.30m、団地造成によるもの6路線 50mm~ 75mm 406.95m、石綿管布設替除却分 75mm~ 150mm 3,485.72m、消火栓新設5基となりました。

その結果、期末送配水管総延長は、送水管(D3A 150mm~ 400mm) 6,860.00m、配水管(VP及びD3A 50mm~ 300mm) 135,007.25m、計141,867.25mとなりました。

事業の概要

◎ 総括事項

下水道事業は、美しい自然環境を守り人々が健康で快適な生活を送るために、欠くことのできない重要な施設です。

下水道事業も平成5年に事業着手し、平成10年4月には一部地域の供用を開始いたしました。その後管渠整備が進み、平成17年3月末には計画区域208.8haの全域で下水道が利用できるようになりました。この9月末現在で既に2,696戸が屋内排水設備工事を済ませ、下水道をご利用いただいております。

建設改良事業については、フレックスプランの事業認可区域の拡大をおこなった、六軒屋地区への汚水幹線工事と面整備工事を中心に、開発に伴う受託工事を実施してまいりました。

また、流域関連下水道事業についても明野地区121.7haの事業認可がおりましたので、幹線排水と面整備工事に入りたいと思います。

今後も工事の施工にあたり、住民の方々のご協力とご理解をお願いいたします。

◎ 経理の状況

上半期の収益的収支は、収益が41,013,138円、費用が167,505,835円で、差引126,492,697円の赤字となっています。

収益の内訳は、下水道料金40,815,862円、その他197,276円であり、費用の内訳は、管渠費149,100円、ポンプ場費2,034,648円、処理場費26,049,677円、総係費9,807,497円、減価償却費73,867,700円、企業債利息55,594,473円、雑支出2,740円となっています。

資本的収支では、収入は、受益者負担金2,420,000円、工事負担金4,845,424円に対し支出は、排水施設拡張単独事業費16,312,451円、排水施設拡張補助事業費22,300,518円、流域関連排水拡張単独事業284,080円、流域関連排水拡張補助事業費1,371,980円、企業債償還金89,605,519円となっています。

現在、必要資金は過年度分損益勘定留保資金で補填しておりますが、これからさらに維持管理、工事等の支払に不足が生じることから、一般会計からの繰入が必要となります。

◎ 建設改良事業

本年度の建設改良事業費は繰越事業費 194,134千円を含めると総額 803,773千円となります。

主な工事として、補助事業費 272,140千円、単独事業費 92,352千円、流域関連補助事業費 177,000千円、流域関連単独事業費 77,000千円、宮川流域負担金 185,171千円、その他 110千円となっており、認可を受けた六軒屋地区と流域関連事業の明野地区の幹線排水及び面整備を実施します。

上半期の工事状況は、繰越事業を中心に六軒屋地区の汚水を排水する幹線管渠の築造と面整備工事に着手しており、今年中には完成できる見込みとなりました。

また、宮川流域関連下水道については、認可を受けた明野地区の幹線排水と面整備の基本設計と実施設計を発注いたしました。

これが出来上がり次第、工事にかかる予定であります。

◎ 上半期（4月1日から9月30日まで）の営業内容

区 分	平成17年度	平成16年度	対前年比
排水戸数(戸)	2,720	2,555	1.06
総排水量(m ³)	460,452	423,268	1.09
1日最大排水量(m ³)	2,915	3,054	0.95
1日平均排水量(m ³)	2,516	2,313	1.09
有収水量(m ³)	453,449	424,472	1.07
有収率(%)	98.48	100.28	0.98
排水単価(円)	90.01	87.22	1.03
新設工事件	3	7	0.43
移転・修繕工事件	1	1	1.00

平成17年度 小俣町下水道事業会計予算執行状況(上半期分)

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執 行 額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地企法第24条第3項 の規定による支出額 に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収益	395,369,000	13,447,000	0	381,922,000	(1,948,510) 41,013,138	340,908,862	
第1項 営業収益	80,151,000	0	0	80,151,000	(1,942,511) 40,886,862	39,264,138	
第2項 営業外収益	315,217,000	13,447,000	0	301,770,000	(5,999) 126,276	301,643,724	
第3項 特別利益	1,000	0	0	1,000	(0) 0	1,000	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執 行 額	地企法第26条 第2項の規定 による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増加額	地企法第24条 第3項の規定 による支出額	小 計	地企法第26条 第2項の規定 による繰越額				
第2款 下水道事業費用	381,711,000	14,164,000	0	0	0	367,547,000	0	367,547,000	(1,393,343) 167,505,835	0	200,041,165
第1項 営業費用	266,847,000	14,242,000	0	0	0	252,605,000	0	252,605,000	(1,393,213) 111,908,622	0	140,696,378
第2項 営業外費用	114,363,000	78,000	0	0	0	114,441,000	0	114,441,000	(130) 55,597,213	0	58,843,787
第3項 特別損失	1,000	0	0	0	0	1,000	0	1,000	(0) 0	0	1,000
第4項 予備費	500,000	0	0	0	0	500,000	0	500,000	0	0	500,000

注：()書は、内消費税額です。

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					執 行 額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地企法第26条の 規定による支出額 に係る財源充当額	継 続 費 繰越額 に 係る 財 源 充 当 額			
第4款 資本的収入	565,320,000	3,776,000	569,096,000	183,470,000	0	752,566,000	(230,734) 7,265,424	745,300,576
第1項 企業債	425,000,000	0	425,000,000	93,900,000	0	518,900,000	(0) 0	518,900,000
第2項 補助金	135,000,000	0	135,000,000	89,570,000	0	224,570,000	(0) 0	224,570,000
第3項 負担金	5,320,000	3,776,000	9,096,000	0	0	9,096,000	(230,734) 7,265,424	1,830,576
第4項 出資金	0	0	0	0	0	0	(0) 0	0

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							執 行 額	翌 年 度 繰 越 額			予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地企法第26条 の規定による 繰 越 額	継続費 繰 越 額	合 計		地企法第26 条の規定に よる繰越額	継続費 繰 越 額	合 計		
第5款 資本的支出	791,879,000	2,835,000	0	794,714,000	193,134,000	0	987,848,000	(1,691,930) 129,874,548	0	0	0	857,973,452	
第1項 建設改良費	607,804,000	2,835,000	0	610,639,000	193,134,000	0	803,773,000	(1,691,930) 40,269,029	0	0	0	763,503,971	
第2項 企業債償還金	184,075,000	0	0	184,075,000	0	0	184,075,000	(0) 89,605,519	0	0	0	94,469,481	

平成16年度末留保資金残高は 367,246,646円である。

注：() 書は、内消費税額です。

固定資産現在高表

(単位：円)

資産の種類	年度当初現在高	期中増加額	期中減少額	上期末現在高	減価償却累計額	上期償却未済額
固定資産	10,764,895,630	90,323,604	0	10,855,219,234	882,111,798	9,973,107,436
有形固定資産	10,103,200,619	40,269,029	0	10,143,469,648	882,111,798	9,261,357,850
土地	8,431,199	0	0	8,431,199	0	8,431,199
立木	3,119,863	0	0	3,119,863	0	3,119,863
建物	875,929,418	0	0	875,929,418	40,402,377	835,527,041
構築物	6,887,304,469	0	0	6,887,304,469	536,120,708	6,351,183,761
機械及び装置	2,181,833,319	0	0	2,181,833,319	298,529,284	1,883,304,035
車両運搬具	1,857,000	0	0	1,857,000	1,373,177	483,823
工具器具及び備品	7,320,625	0	0	7,320,625	5,686,252	1,634,373
建設仮勘定	137,404,726	40,269,029	0	177,673,755	0	177,673,755
無形固定資産	661,695,011	0	0	661,695,011	0	661,695,011
施設利用権	661,620,011	0	0	661,620,011	0	661,620,011
電話加入権	75,000	0	0	75,000	0	75,000
投資	0	50,054,575	0	50,054,575	0	50,054,575
出資金	0	50,054,575	0	50,054,575	0	50,054,575
計	10,764,895,630	90,323,604	0	10,855,219,234	882,111,798	9,973,107,436

企業債現在高表

(単位：円)

借入先	年度当初未償還高	上期分		上期末未償還額
		発行額	償還額	
政府資金(資金運用部)	3,369,412,825	0	72,140,937	3,297,271,888
公営企業金融公庫	1,677,999,466	0	17,253,924	1,660,745,542
簡保資金(東海郵政局)	10,933,264	0	210,658	10,722,606
三重県振興事業貸付金	26,752,205	0	0	26,752,205
N T T - B無利子貸付金	0	0	0	0
計	5,085,097,760	0	89,605,519	4,995,492,241

損 益 計 算 書

自平成17年4月1日 至平成17年9月30日

(単位： 円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
下水道事業営業費用	111,908,622	下水道事業営業収益	40,886,862
管渠費	149,100	下水道使用料	40,815,862
ポンプ場費	2,034,648	その他営業収益	71,000
処理場費	26,049,677		
総係費	9,807,497		
減価償却費	73,867,700		
資産減耗費	0		
その他営業費用	0		
下水道事業営業外費用	55,597,213	下水道事業営業外収益	126,276
支払利息	55,594,473	受取利息及び配当金	205
補助金	0	他会計補助金	0
雑支出	2,740	補助金	0
		雑収益	126,071
特別損失	0	特別利益	0
固定資産売却損	0	その他特別利益	0
当年度純損失	126,492,697		
合 計	41,013,138	合 計	41,013,138

貸 借 対 照 表

平成17年9月30日現在

(単位： 円)

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
固定資産	9,973,107,436	固定負債	2,166,000
有形固定資産	9,261,357,850	引当金	2,166,000
土地	8,431,199	流動負債	1,871,128
立木	3,119,863	一時借入金	0
建築物	875,929,418	未払金	0
構築物	6,887,304,469	前受金	1,834,700
機械及び装置	2,181,833,319	預り金	36,428
車両運搬具	1,857,000	仮受金	0
工具・器具及び備品	7,320,625		
建設仮勘定	177,673,755	資本の部	
減価償却累計額	882,111,798	資本金	5,078,655,241
無形固定資産	661,695,011	他会計出資金	83,163,000
施設利用権	661,620,011	借入資本金	4,995,492,241
電話加入権	75,000		
投資	50,054,575	剰余金	5,036,410,145
出資金	50,054,575	資本剰余金	5,163,618,992
流動資産	145,995,078	受贈財産評価額	9,936,420
現金預金	68,569,963	工事負担金	129,196,577
未収金	15,298,115	国庫補助金	4,226,716,410
前払金	62,127,000	県補助金	20,938,006
		他会計補助金	700,980,604
		その他資本剰余金	75,850,975
		利益剰余金	127,208,847
		前年度繰越利益剰余金	716,150
		当年度純損失	126,492,697
資産合計	10,119,102,514	負債・資本合計	10,119,102,514

平成16年度 小俣町下水道事業報告書

1. 概況

(1) 総括事項

下水道は、美しい自然を守り、人々が健康で快適な生活を送るため欠くことのできない重要な施設です。

下水道事業も平成5年に事業着手し、平成10年4月には一部地域の供用を開始いたしました。

その後も順次管渠整備をおこない、平成17年3月末には 208.8haの地域で下水道が利用できるようになりました。平成10年4月からの排水設備工事申込戸数は 2,735戸で、その内 2,626戸の方から下水道料金を徴収しております。

また、浄化センターにつきましては平成14年6月には完成し、性能も計画予定処理量を処理できる施設になりましたが、排水戸数が多くなってきたことにより、一時的に多くの排水が浄化センターに流入するため、流入調整槽を設置いたしました。

建設改良事業では、昨年に管渠布設をおこなった南本町、掛橋及び宮前地区等の舗装工事、そして事業認可区域の拡大をおこないました六軒屋地区への汚水幹線工事と一部区域の面整備に着手いたしました。

今後も工事に施行にあたり住民の方々のご協力とご理解をお願いします。

○ 営業

本年度の営業内容は、次表のとおりでした。

区 分	下 水 道 事 業			
	平成16年度	平成15年度	増 減	比 率
排水戸数 (戸)	2,626	2,338	288	12.32 (%)
総排水量 (m ³)	850,471	734,855	115,616	15.73
1日最大排水量 (m ³)	3,104	2,445	659	26.95
1日平均排水量 (m ³)	2,330	2,008	322	16.04
有収水量 (m ³)	840,591	730,448	110,143	15.08
有収率 (%)	98.84	99.40	△ 0.56	—
普及率 (%)	90.35	100.00	△ 9.65	—

○ 経理

① 収益的収支

本年度の収益は 357,985,203円、費用は 343,282,538円で差引 14,702,665円となり、収益が費用を上回りました。これは、消費税の還付金等で、翌年度の資本的収支の資金として使用します。

収益の主なものは下水道使用料 74,597,770円、他会計補助金 241,456,000円、県からの補助金 28,882,000円、消費税還付金 12,779,037円となっています。

費用は、営業費用が 234,134,124円で、その主なものは人件費 21,152,571円、動力費 8,898,865円、委託料 43,702,035円、薬品費 6,319,786円、減価償却費 148,292,173円です。また営業外費用は 109,148,414円で、そのほとんどが企業債利息 108,162,613円です。

なお、これにより消費税を差し引いた損益計算書では、収益は 341,656,035円、費用は 342,383,520円で、727,485円の赤字となります。これは、翌年度に一般会計から繰り入れていただく予定です。

② 資本的収支

本年度の建設改良事業は、当初予定していた事業費を実施いたしましたが、六軒屋地区への汚水幹線工事等の面整備で補助事業費 179,140,000円と単独事業費 13,994,000円が次年度に繰越しました。

本年度の資本的収入は568,611,279円で、その主なものは、企業債 299,400,000円、国庫補助金 169,730,000円、工事負担金 2,468,279円、受益者負担金 13,850,000円です。

資本的支出は 681,133,381円でした。

なお留保資金年度末残高は 367,246,646円で、現金預金の年度末残高 500,272,051円と未収金 55,298,002円、前払金 16,220円を加えたものから、未払金 186,016,620円と前受金 118,489円、預り金 35,872円、仮受金 2,646円、引当金 2,166,000円を差し引いた金額が 367,246,646円となります。

○ 消費税関係

仮受消費税	3,667,666円	(収益的収入分 3,550,131円、資本的収入分 117,535円)
仮払消費税	25,102,687円	(収益的支出分 3,037,623円、資本的支出分 22,065,064円)
特定収入分消費税	8,654,172円	(収益的収入分 2,136,793円、資本的収入分 6,517,379円)
差引仮払消費税	12,780,849円	
確定消費税還付金	12,779,037円	
差引雑支出	1,812円	

・ 他会計補助金等の使途の特定について

町補助金については、課税支出に 9,398,926円(特定収入)、あとは職員給与費、支払利息等に 232,057,074円(特定収入以外)、国庫補助金 169,730,000円については、課税支出に 123,014,970円(特定収入)、職員給与費等に 46,715,030円(特定収入以外)、また工事負担金 16,318,279円については課税支出に 16,318,279円、他会計出資金 83,163,000円については、企業債元金償還に 83,163,000円充当した。

○ 建設改良事業

本年は、面整備の済んだ地域の舗装工事、認可の拡大した六軒屋地域の面整備工事、浄化センターの流入調整槽の設置を中心に進めてまいりました。

舗装は昨年管渠を布設した南本町、掛橋及び宮前等の地域で工事を実施、また認可拡大をした六軒屋地区への汚水幹線工事と一部面整備に着手いたしました。

その工事の概要は、舗装工事として昨年までに管渠を布設した地域で舗装の済んでいない所を4地域に分けて施行延べA=19,718㎡の舗装復旧をおこないました。

認可拡大に伴う六軒屋の管渠布設工事は、幹線築造工事 L=502.4mの推進工事と面整備 L=489.9mに着手いたしましたが、完成は翌年度に繰越しました。

また、宮川流域下水道の認可拡大に伴う流域関連公共下水道整備として近鉄線より北側の明野地区の事業認可申請をおこなっており、平成17年度より工事に着手する予定です。

平成17年度 小俣町認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
事業会計上半期業務状況

事業の概要

総括事項

おばたグループホーム〔小俣町認知症対応型共同生活介護（小俣町認知症高齢者グループホーム）〕は、介護保険法による要介護者であって、認知症の状態にある者について、共同生活を営むことにより、家庭的な環境のもとで入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話、及び機能訓練を営むことができるようにするために設置しました。

平成16年度3月末からの入居者は9人、平成17年9月末現在9人の方が利用しております。

経理の状況

上半期の収益的収支は、収入が17,414,188円、費用は18,338,072円で差引923,884円の赤字となっております。

収益の内訳は、事業収益としてグループホーム使用料4,400,400円、介護報酬13,013,784円、営業外収益が受取利子4円です。

費用は、営業費用が18,338,072円で、その内訳は委託料18,000,000円、減価償却費338,072円です。

上半期（4月1日から9月30日まで）の営業内容

区 分	平成16年度	平成17年度	対前年比
入居者数	10	9	1
退居者数	2	0	2

平成17年度 小俣町認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)事業会計予算執行状況(上半期)

(1) 収入の収入及び支出

収入

(単位：円)

区 分	予 算 額				執行額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による 支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	35,114,000	0	0	35,114,000	17,414,188	17,699,812	
第1項 営業収益	35,113,000	0	0	35,113,000	17,414,184	17,698,816	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	4	996	
合 計	35,114,000	0	0	35,114,000	17,414,188	17,699,812	

支出

(単位：円)

区 分	予 算 額								執行額	地方公営企業法第 26条第2項の規定による繰越額	予算額に比べ 執行額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第 24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第 26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第2款 グループホーム事業費用	33,357,000	0	0	0	0	33,357,000	0	33,357,000	18,338,072	0	15,018,928	
第1項 営業費用	33,177,000	0	0	0	0	33,177,000	0	33,177,000	18,338,072	0	14,838,928	
第2項 営業外費用	175,000	0	0	0	0	175,000	0	175,000	0	0	175,000	
第3項 予備費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000	0	0	5,000	
合 計	33,357,000	0	0	0	0	33,357,000	0	33,357,000	18,338,072	0	15,018,928	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						執行額	予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第2条の規定 による繰越額に 係る財源充当	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	0	
第1項 出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

区 分	予 算 額							執行額	翌年度繰越額			予算額に比 べ執行額の 増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
第2款 資本的支出	1,745,000	0	0	1,745,000	0	0	1,745,000	0	0	0	0	1,745,000	
第1項 企業債償還金	1,745,000	0	0	1,745,000	0	0	1,745,000	0				1,745,000	
合 計	1,745,000	0	0	1,745,000	0	0	1,745,000	0	0	0	0	1,745,000	

損益計算書

自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
グループホーム事業営業費用	18,338,072	グループホーム事業営業収益	17,414,184
委託料	18,000,000	グループホーム使用料	4,400,400
減価償却費	338,072	介護報酬	13,013,784
その他営業費用	0	その他営業収益	
グループホーム事業営業外費用	0	グループホーム事業営業外費用	4
支払利息	0	受取利息及び配当金	4
雑支出	0	雑収益	0
		当年度純損失	923,884
合 計	18,338,072	合 計	18,338,072

貸借対照表

平成17年9月30日現在

資 産		負 債 ・ 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	93,595,993	流動負債	0
有形固定資産	93,441,993	一時借入金	0
建物	84,348,600		
構築物	610,050		
工具・器具及び備品	10,186,470	(資本の部)	
車両及び運搬具	692,945	資本金	20,893,398
減価償却累計額	2,396,072	繰入資本金	10,000,000
無形固定資産	154,000	借入資本金	10,893,398
電話加入権	154,000	剰余金	
流動資産	11,379,688	資本剰余金	81,082,015
現金預金	7,522,696	国庫補助金	22,000,000
未収金	3,856,992	県補助金	11,000,000
前払金		他会計補助金	48,005,015
		その他資本剰余金	77,000
		利益剰余金	3,000,268
		前年度繰越利益剰余金	3,924,152
		当年度純損失	923,884
資 産 合 計	104,975,681	負 債 ・ 資 本 合 計	104,975,681

固定資産現在高表

(単位：円)

資産の種類	年度当初現在高	期中増加額	期中減少額	上期末現在額	減価償却累計額	上期償却未済額
固定資産	95,992,065	0	0	95,992,065	2,396,272	93,595,793
有形固定資産	95,838,065	0	0	95,838,065	2,396,272	93,441,793
建物	84,348,600	0	0	84,348,600	2,383,200	81,965,400
構築物	610,050	0	0	610,050	13,072	596,978
工具・器具及び備品	10,186,470	0	0	10,186,470	0	10,186,470
車両及び運搬具	692,945	0	0	692,945	0	692,945
無形固定資産	154,000	0	0	154,000	0	154,000
電話加入権	154,000	0	0	154,000	0	154,000
計	95,992,065	0	0	95,992,065	2,396,272	93,595,793

建物・構築物は、起債の償還に対して減価償却をする
 工具・器具及び備品、車両及び運搬具は、受贈財産となるため減価償却はありません。

企業債現在高表

(単位：円)

借入先	年度当初未償還高	上期分		上期末未償還額
		発行額	償還額	
三重県振興事業貸付金	10,893,398	0	0	10,893,398
計	10,893,398	0	0	10,893,398

平成16年度 小俣町認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)事業会計決算報告書

(1)収益的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規程による支出 額に係る財源充当額	合 計			
第1款 グループホーム事業収益	34,948,000	804,000	0	34,144,000	34,136,578	7,422	
第1項 営業収益	34,947,000	804,000	0	34,143,000	34,136,519	6,481	
第2項 営業外収益	1,000	0	0	1,000	59	941	
合 計	34,948,000	804,000	0	34,144,000	34,136,578	7,422	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規程 による繰越額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第 24条第3項の規程 による支出額	小 計	地方公営企業法第 24条第3項の規程 による繰越額					合 計
第2款 グループホーム事業費用	34,220,000	1,970,000	0	0	0	32,250,000	0	32,250,000	32,060,329	0	189,671	
第1項 営業費用	34,018,000	1,970,000	0	0	0	32,048,000	0	32,048,000	31,858,565	0	189,435	
第2項 営業外費用	202,000	0	0	0	0	202,000	0	202,000	201,764	0	236	
第3款 予備費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000	0	0	5,000	
第1項 予備費	5,000	0	0	0	0	5,000	0	5,000	0	0	5,000	
合 計	34,225,000	1,970,000	0	0	0	32,255,000	0	32,255,000	32,060,329	0	194,671	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位：円)

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規程による支出 額に係る財源充当額	継続費通次繰 越額に係る 財源充当額	合 計			
第4款 資本的収入	0	0	0	0	0	0	0	
第1項 一般会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	

支 出

(単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法 第26条の規程 による繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第 24条第3項の規程 による繰越額	継続費 通次繰越額	合 計				
第5款 資本的支出	1,717,000	611,000	0	0	2,328,000	0	0	2,328,000	2,326,869	0	1,131	
第1項 企業債返還金	1,717,000	0	0	0	1,717,000	0	0	1,717,000	1,716,819	0	181	
第2項 建設改良費	0	611,000	0	0	611,000	0	0	611,000	610,050	0	950	
	1,717,000	611,000	0	0	2,328,000	0	0	2,328,000	2,326,869	0	1,131	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,326,869円は、過年度繰越金2,326,869円で補填した。

なお、繰越資金残高は1,983,348円、当年度損益勘定留保資金残高は2,058,000円です。